

別紙（変更前後対比表）

・地域再生計画のうち、「5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業」の浄化槽補助の対象区域を次のとおりとする

変 更 前	変 更 後
米子市都市計画区域内で、公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業区域及びその他の集合処理施設等の区域外とする。	米子市行政区域内で、公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業区域及びその他の集合処理施設等の区域外とする。